

選択的夫婦別姓実現キャンペーン

いよいよ憲法判断へ!!民法改正の早期実現を求める院内集会 アピール

最高裁は今年2月18日、選択的夫婦別姓を認めないことや、女性のみの規定する再婚禁止期間をめぐる二つの国賠訴訟で、審理を15人の裁判官全員で構成する大法廷に回付しました。

これらの民法の規定は、1996年に法制審議会が法改正を答申していたものです。しかし、立法府は19年も法改正を怠ってきました。法制審議会から答申されながら立法化されないのは、この民法改正だけとなっています。また、法律で夫婦同姓を義務付ける国も日本以外には見当たりません。

家族の多様化は進み、今では、結婚するカップルの4組に1組は、片方もしくは双方が再婚と言われています。また、結婚による改姓の煩雑さや不都合などから、旧姓を通称使用する人や、事実婚を選択する人も増えています。政府や報道機関の世論調査でも、選択的夫婦別姓に賛成が反対を上回るようになりました。

民法改正を求める声は国内にとどまりません。女性差別撤廃委員会をはじめ、国連の各人権委員会は、法改正を行わない日本政府に対し厳しく改善を勧告しています。

私たちは、今回の大法廷回付により、最高裁が立法不作為を糾し、立法不作為により制約を受けている国民の基本的な権利・自由を擁護するという「司法の役割」を果たすことを期待します。

同時に、立法府に対しては、最高裁の憲法判断を待つことなく、速やかに民法改正を行うことを求めます。

2015年4月2日

集会参加者一同